

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和8年2月4日（水）

午前10時開会、午前10時35分閉会

場 所 第2委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 5 閉 会

出席委員（8名）

委員長 田中 義法
副委員長 鈴木 一彦
委 員 吉田 千鶴子
委 員 勝田 達也
委 員 矢口 勝雄
委 員 福田 勝夫
委 員 平岡 房子
委 員 根本 法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（8名）

保健福祉部長 水田 和広
社会福祉課長 川村 明弘

こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	細野 賢司
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	渡辺 直子

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○**田中委員長** おはようございます。ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日の委員会は体調管理のために水分補給を許可いたします。全員出席でございます。それでは、説明に入ります。説明の順番は教育委員会、保健福祉部、こども未来部となります。まず、教育委員会の案件について協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和8年、2月4日開催、教育委員会、資料①をお願いいたします。議案関係に入ります。土浦市立学校給食センター管理運営事業の補正予算案について、執行部より説明をお願いいたします。

○**渡辺学校給食センター所長** それでは、土浦市立学校給食センター管理運営事業の補正予算案について御説明いたします。まず、1の補正の理由でございます。本市では子育て世帯の負担軽減を図るため、市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒の学校給食費を令和7年度についても無償としておりますが、この度その費用の一部に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらは12月議会において補正を行っておりますが、今回は国において物価高騰の影響を受けたものを引き続き支援するための交付金が計上された補正予算案の成立に伴い市に交付されることになったものです。こちらの活用が見込めることから、国庫交付金を増額計上し、一般財源からの財源更正を行うものでございます。2の補正予算額でございます。歳入、16款、4項、7目教育費国庫交付金、1節保健体育費交付金を2億6,600万2,000円増額いたします。これにより補正前の額、前回の交付金の額となりますが、4,502万9,000円にこの度の補正額を加えまして補正後の額は3億1,103万1,

000円となります。なお、給食費の無償化分の財源に前回同様充当いたしまして一般財源からの財源更正を行うもので、歳出の補正はございません。また、これによりまして補正後の一般財源の額につきましては、令和7年度の給食費無償化に係る予算額約5億3,300万からこの度の臨時交付金による補正後の額の約3億1,100万を差し引きますと、一般財源の額は約2億4,000万となります。

○田中委員長 委員の皆さん御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、保健福祉部の案件について協議を行います。資料は、保健福祉部の資料①をお願いいたします。議案関係に入ります。令和7年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)(生活保護費等追加給付事業)について、執行部より説明をお願いいたします。

○川村社会福祉課長 それでは、生活保護費等追加給付事業の補正の説明をさせていただきます。まず、1番の事業概要でございますが、平成20年のリーマンショック後の物価下落に伴いまして、国は平成25年度から3か年かけて生活扶助基準の引下げを行いました。これに対して全国での訴訟が提起されまして、令和7年6月に最高裁にてこの引下げが違法であるといった判決が下され、今般の追加給付が決定したものでございます。具体的な数字ですが、中段の図を御覧いただきますと、マイナス4.78%の引下げだったものを今回マイナス2.49%としましたことから、1世帯平均6万7,000円の追加給付を行います。対象世帯でございますが、一番下の対象世帯を御覧いただきまして、生活保護受給世帯と中国残留邦人支援給付世帯を合わせまして1,369世帯の支給となります。恐れ入りますが、裏面を御覧いただきまして、事業費合計は扶助費と事務費を合わせまして1億388万6,000円となります。今後のスケジュールでございますが、4番を御覧いただきまして、国は3月頃からの支給開始を想定しておりますことから、こちらの補正の議決後速やかに執行体制の構築に取りかかりまして、支給開始できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○田中委員長 委員の皆さん何か質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つづきまして、こども未来部の案件について協議を行います。資料は、こども未来部の資料①をお願いいたします。議案関係に入ります。低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○細野こども政策課長 低所得者の子育て世帯生活応援特別給付金事業の補正予算案につきまして御説明をさせていただきます。1番の補正の理由でございますが、物価高騰に対する経済対策の一環として茨城県が実施する低所得者の子育て世帯への

生活応援特別給付金事業を本市で実施するための経費を補正するものでございます。この給付金は児童扶養手当制度と児童手当制度を活用し、3月末日までに支給する方針とされております。なお、児童扶養手当の該当は、父母の離婚や死亡等の理由によるひとり親家庭の子供の養育者を対象としまして生活の安定と自立を支援するために支給する手当で、対象児童は18歳までとなっております。月額につきましては、満額支給の場合4万6,690円となっております。2番の事業内容でございます。支給対象の児童は約3,320人、支給対象者は、ひとり親世帯とひとり親世帯以外の二つの区分に分かれております。まず、ひとり親世帯は①番としまして、令和8年1月分の児童扶養手当の受給者で、その対象児童数は1,686人を見込んでおります。②番としまして公的年金等の受給により令和8年1月分の児童扶養手当などの支給を受けていない者で、児童扶養手当受給者と同等の所得の者で、その対象児童数は34人程度と見込んでおります。児童扶養手当を受給する要件としまして所得制限のほかに、遺族年金や障害年金といった公的年金等の併給調整によって手当が全額全額支給停止又は一部支給停止となる仕組みになっております。受給資格の所得限度内の所得でも、公的年金の受給を理由として手当が全額停止されている方についても今回の給付金の支給対象になるというものでございます。年金との併給調整の具体的な例を申し上げますと、例えば死別により遺族年金を受給している方の場合、児童扶養手当の月額である4万6,690円を超えた年金月額を受給していれば、児童扶養手当は全額支給停止となりまして、それ以下の年金月額であれば差額を支給するというものでございます。つぎに、ひとり親世帯以外として、③の令和8年1月分の児童手当の受給者で令和7年度の市町村民税が非課税である者となっております。その対象児童数は1,600人となっております。以上①から③の対象世帯に属する児童数を合計しますと、3,320人を見込んでおります。支給額につきましては、こちらは対象児童1人当たり5万円となっております。支給方法につきましては、①と③の方は支給対象者が確定しているため申請の手続が不要となっております。振込通知の案内を3月上旬に送付しまして、手当の登録口座に支給いたします。申請が必要となる②の方につきましては、公的年金等との併給調整により児童扶養手当が非該当となるために、児童扶養手当の申請をしていない方になります。対象と思われる方に御案内をお送りしますが、市独自の手当である遺児手当、これは父母又は一方が死亡した場合で、義務教育終了前の児童の養育者に支給する手当となっております。この手当には所得制限や公的年金等の併給調整がございませんので、遺児手当を受給している方に御案内をお送りしまして収入や年金の種類、受給額などを申告していただいた上で、今回の給付の受給資格に該当するかどうかというものを審査することになります。また、この事業の周知を図るために、広報誌、ホームページ、SNS等により周知を

徹底してまいります。支給日につきましては、申請不要の方については3月中旬に、申請が必要となる方につきましては申請書の受領後に可能な限り速やかに支給してまいります。申請期限につきましては、県の支給要綱によりまして4月30日とされております。2ページをお願いいたします。3番の補正の概要でございますが、事業費としまして支給額5万円の3,320人分で1億6,600万円、支給に要する事務費としまして職員の超過勤務手当、事務用消耗品、案内はがき等の通信運搬費、振込手数料、電算委託料を含めまして105万6,000円となります。以上を合計しまして、補正額は1億6,705万6,000円となります。これらの経費につきましては、全て県負担となります。4番の補正予算額につきましては、歳入歳出予算は記載のとおりとなっております。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ございませんか。

○福田委員 これだけのお知らせを対象者にするわけですよ。これはかなりの事務作業が重なると思います。その辺がスムーズにいくように職員の皆さんが大変だと思うんですけども、ちょっとその辺りの現状をお伺いします。それから、もう1点。例えばDVなどで離婚を正式にしている方は何人か把握されているのですか。

○細野こども政策課長 まず、手当の支給事務の現状をお答えいたします。12月の補正予算におきまして、経済対策の一環としまして国のほうから児童手当を受給している方を対象に2万円の支給というものがございまして、現在その作業をしております。今回県のほうからも低所得者ということでこちらの作業をするわけなんですけども、こども政策課の児童福祉係が担当しておりまして、現在は国の手当の支給作業をしております。それが終わりましたら、今度こちらの県の手当の支給作業をするわけなんですけども、こちらについては支給のスケジュールをきちんと立てまして、現在のところ国の手当についてはスケジュールどおり順調に進んでおります。そして、2点目のDVと離婚につきましては、児童扶養手当の申請は月に大体3件から5件ぐらいの方が児童扶養手当の申請に来ております。DVの方については後で確認をさせていただきたいと思います。

○田中委員長 そのほか何かございませんか。

○鈴木副委員長 同じような支給事業で、片方が社会福祉課でもう片方がこども政策課です。支給の人数は、こども政策課のほうが大体3,300人で、片方が1,369世帯。それに対する事業費を見てみると、片方が需用費と役務費で50万ちょっとで、片方が役務費と委託料を含めて1,100万という金額の違いが余りにも大きいんですけども、これは片方がシステム改修と人材派遣に要する費用で、片方は自前の職員でできているのかなと想像します。こういう同じ支給事業でパソコンのシステムを

含めて何か理由があるのかもしれないけど、これだけの金額の差が出る理由というのはどういったものなのでしょう。

○細野こども政策課長 まず、こちらの県の手当の支給事務につきましては、職員手当は超過勤務、そして、委託料は電算事務を茨城計算センターに委託するための委託料になっておりまして、今回の手当の支給対象というものが児童扶養手当と児童手当の既存のシステムを活用して行うということで、金額については26万4,000円の委託料になっております。合計で事務費につきましては、105万6,000円となっております。

○川村社会福祉課長 人件費の比較でございますが、社会福祉課が1,000万超の人材派遣ということですので、今回突発的な業務になっておりまして、現在の人員体制ではできない業務となっておりますことから、人材派遣を2名派遣していただくものです。来年3月まで1年1か月間の契約をする予定でおりますので、こういった高額な金額となっているのが現状でございます。ただ、これに関しては国から10分の10の補助がございますので、市の負担というのはゼロでございます。

○鈴木副委員長 国の税金だから幾ら使っても良いという考え方もあるんだろうけども、人材派遣で2名で1,000万だから500万の人が2人来るわけですね。片方は市の職員が頑張って節約をしているんだろうけど、この辺の違和感はパッと見たときにあります。今回の補正に別に反対してるわけでも何でもないから良いんだけど、この事業に限らず市役所の人使い方、人材派遣の使い方、そこを工夫するといろいろな面で経費が削減できるんじゃないかと思うんだけど、その辺りは横断的に、何部はこうだ何部はこうだではなくて、そういうところを改善していくような話しは今後していったほうが良いような気がするんですが、教育長いかがでしょうか。

○入野教育長 私の考えですと、財源内訳は国であろうが、県であろうが、市であろうが国民の市民の税金でありますので、最小限で最大の効果ということ肝に銘じて予算編成をすることは大切なところでありますので、御提案いただいたことを財政当局ともよくそれ協議をしながら、今後この事務費についてもバランスよく違和感を感じないような検討をするよう、関係課ときちんと整理をしたいというふうに思います。

○鈴木副委員長 私もこの制度をよく知って言ってるわけではないので、こういう縛りが国からあってこうなってるのであれば仕方がないとは思いますが、これに限らず幅広くそういうところで今いろいろな経費を絞り込もうとしている状況でしょうから、その辺を幅広く見て検討していただきたいということで、これは要望でございます。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

○**勝田委員** 今回の鈴木副委員長の人材の関連の質問なんですけど、お二人が1年1か月いらっしゃるといことなんですけど、お二人が従事されるのはこれに特化した業務で、それ以外はしないといことなんですけど、それとも、来ている以上はその他の業務も分けてやっていただくといことなのですか。

○**川村社会福祉課長** 人材派遣の内訳でございますが、今般の追加給付の事業に関してのみ従事していただくといことで、ほかの業務には従事しないといことでお願いする予定となっております。

○**田中委員長** ほかに何かございませんか。

○**平岡委員** ごくごく初歩的な質問なんですけれども、低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業の中の支給対象者の②で、公的年金等の受給によりという言葉があるんですけれども、これはもしかして御両親がいなくなっておじいちゃんおばあちゃんに育てられているとかといことですか。

○**細野こども政策課長** こちらの公的年金等といことで、父母の離婚又は死別等によって子供を扶養している方について該当になる手当でございます。先ほどちょっと申し上げましたけれども、例えば死別によりといことであれば、片方の配偶者の方で遺族年金を受給されます。また、障害年金といったものも対象となっております。ですから、必ずしも祖父母がといことではございません。該当する年金は遺族年金や障害年金等になります。

○**田中委員長** ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○**田中委員長** 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部から何かありますか。

(「ございません」という声あり)

○**田中委員長** 委員の皆さんから執行部に何かありますか。

○**鈴木副委員長** 今日いるメンバーで今から私が言うことが十分なメンバーではないんですけれども、教育長や部長さん方がいるのでちょっと尋ねておきたいのは、チャレンジクラブを廃止しましたね。そのことによって、教育委員会とこども未来部の保育課、市民活動課などが関わってくるとは思うんですが、チャレンジクラブがなくなって放課後のほうの事業に吸収されていくようなかたちになっていくとは思いますが、それはそれで良いと思います。その時に指導員の先生のメインの仕事がなくなるのではないかといような心配の声も聞こえてきているんですが、私の認識では指導員の先生はチャレンジクラブをやるためだけに配属されているわけではないとい認識です。どうも各課の職員さんたちでの横の連携と意思統一がされていないような印象を受けます。ですから、教育長を始めとして部長さんたちでそのところを

よく見解の統一をして指導員の先生たちが混乱をしないようにしていただきたいと思います。あと、指導員の先生も皆さん校長先生、教頭先生を経験された一つの考えを持ったすばらしい方たちなので、それぞれ独特の意見もあると思うんで、その辺がなるべく市で統一されるような、誰が聞いても同じような答えが返ってくるようなかたちにさせていただいたほうが、一つの事業をなくした後なので、そこをちょっと注意して話合いをして欲しいという、これも要望でございます。

○入野教育長 御要望いただいたことはそのとおりだと思っております。チャレンジクラブがなくなったことで指導員さんの業務ということを私もちょっと報告を聞きましたけれども、私のほうからも副委員長からありましたとおりのことを改めて指導員のその他の業務を含めてきちんと整理するよというふうに伝えたところでもありますので、しっかりとその辺りの御要望を踏まえて検討するよう改めて指示をしたいと思っております。

○鈴木副委員長 非常に蛇足なことになるんですけども、どうも誰々議員がこう言ったからとか議会がこう言ったからというふうなうわさが流れているんですけど、議会は一つの事業を廃止するに当たってそれを承認したわけで、責任もあるから、ここで誰議員がどう言おうとそれは当たり前なこと、誰々さんがこう言ったからこうなったんだってというのは当てはまらないと思います。ただ、そういう噂を耳にしたので、今ちょっと五寸釘を刺しておきました。

○入野教育長 絶対そういったことがあってはならないのは、しっかりと現場も含めて関係職員に周知を徹底を図りたいと思っております。

○田中委員長 ほかにございませつか。

○平岡委員 こども未来部のほうでちょっと1件だけ。子ども子育て会議が11月にあったんですけれども、その時に四中公民館などのおむつ交換台の件が話題になったと思います。実は私もすぐあの後見に行って、多分担当の方も見に行かれたと思うんですけども、結果的に使用禁止になったという議事録が送られてきて、正直私は残念だと思ったんですが、もう今後一切使用禁止で、例えばカーテンを付けたとかという措置はとられないのかということを確認させていただきたいと思うんですが。

○細野こども政策課長 子ども子育て会議のその他のところで、委員さんからおむつ交換台が何も囲ってなくて周りから見えるということで何とかできないかということでお話しいただいた後に、私どももすぐ現場のほうに確認に行きました。2階にはおむつ交換台を囲われている所に設置するような場所がないということで、2階については使用禁止というかたちをとらせていただきましたが、ちょうど1階にトイレのところにおむつ交換台を既に設置しておりますので、そちらのほうを御利用いた

だくということで、2階のところには1階を御利用くださいということで御案内をするようなかたちをとらせていただいたところでございます。

○平岡委員 それは私も重々議事録で理解できたんですけども、せっかく作ったおむつ交換台なので活用していただくのが市民の皆様にとっては良いことなのかなと思います。赤ちゃんをだっこして階段を降りて、下のトイレまで行ってというのは意外と大変だと思いますので、いずれにしてもあれもあのままつけっぱなしなのでしょうか。せっかく設置したものであるならば、使えるように配慮していただけると有り難いなと思うんですが。今すぐと言わなくても、よろしく願いいたします。

○細野こども政策課長 四中地区地区公民館の建物の構造上、おむつ交換台を設置するスペースが2階にはなかなかないということもございまして、御了承いただければと思っております。

○平岡委員 分かりました。せっかくお金を掛けて作った物がちょっともったいないなと思いました。

○田中委員長 ほかに何かございせんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。